

広島県病院事業管理規程第一号

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年四月一日

広島県病院事業管理者 浅 原 利 正

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程

広島県病院事業組織規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第七条の表県立広島病院の項中

「	総務課	庶務係	「	総務課	庶務係	」
	管理係			管理係		
管財課	施設係		を	経営企画課	経営企画係	に、
				管財課	施設係	」

「	小児感覚器科	「	小児感覚器科	」
産科		を	産婦人科	
婦人科			生殖医療科	
生殖医療科				」
				に改める。

第八条第一項県立広島病院の項中

総務課

- 一 公印の管理並びに文書の收受、発送及び整理保存に関すること。
- 二 職員の人事に関すること。
- 三 予算に関すること。
- 四 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- 五 現金及び債権の記録管理に関すること。
- 六 決算に関すること。
- 七 院内の取締り及び当直に関すること。
- 八 前各号のほか、他の部、課、科、センター及び室の所掌に属しないこと（次項に規定する事務を除く）。

を

総務課

- 一 公印の管理並びに文書の收受、発送及び整理保存に関する事。
  - 二 職員の仕事に関する事。
  - 三 現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。
  - 四 現金及び債権の記録管理に関する事。
  - 五 院内の取締り及び当直に関する事。
  - 六 前各号のほか、他の部、課、科、センター及び室の所掌に属しない事。
- 経営企画課
- 一 病院の運営に係る改善方策の企画及び院内の総合調整並びに本庁との連絡調整に関する事。
  - 二 病院の運営に係る情報の集約、整理及び分析に関する事。
  - 三 予算に関する事。
  - 四 決算に関する事。

に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。  
別表第二号の表主任部長の項備考の欄に「必要に応じ置く。」を加え、同表部長の項を次のように改める。

部長	科（薬剤科を除く。）	上司の命を受け、命じられた診療業務に従事する。	必要に応じ置く。
	看護部及び薬剤科	上司の命を受け、職員を指揮監督し、部又は科の事務を掌理する。	必要に応じ置く。

別表第二号の表技師長の項中「臨床検査科」の下に「栄養管理科」を加え、同表医療技術専門員の項中「科」を「事務局、科」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。